

## 「野田市児童虐待死亡事例検証報告書」への意見

弁護士 後藤啓二

本報告書については詳細に調査され、野田市、千葉県の子童相談所(「児相」)等の不適切な対応について詳しく指摘されている箇所には多々首肯する部分もあり、これらの点には敬意を表するものですが、基本的な考え方については疑問な点は何点か感じており、それにつき下記のとおり意見を申し述べます。

また、参考資料 1 として「関係機関が全件共有し連携しての活動が実施されていれば命を救えた事件」を添付しています。本意見は、参考資料 1 に記載した、児相や市町村、警察が案件を抱え込まず関係機関と幅広く案件を共有し、連携して活動してれば子どもたちの命を救えた数多くの事件(これらはごく一部に過ぎません)を分析し、それを貴重な教訓として、**■**さん事件をはじめこのような事件の再発防止のために書かれたものです。さらに、意見中に紹介している埼玉県の子相と警察との情報共有システムの整備の事例について参考資料 2 として、児相と警察の全件共有に関する厚労省資料を参考資料 3 として、野田市の国あての要望書を参考資料 4 として、添付していますのでご参考になさってください。

### 1 命に危険があるほどの暴力についてすら警察に知らせない対応を問題視していない

(1) **■**さんが学校に相談した際、「父にグーで頭を 10 回くらい連続で叩かれる。頻度は毎日。背中をけられたりする。父に夜中に起こされて、蹴られる。カチューシャをしている部分をグーで叩かれる。口をふさがれて床に押し付けられたことがあります、その時、父が「なかなか息が止まらないな」(と発言)」等と訴えており、極めて危険な命が危険にさらされている犯罪被害に遭っている旨訴えたにもかかわらず、学校、児相とも警察に通報していない。この対応が、**■**さんを救うことができなかった大きな理由の一つであるが、**本報告書はこの対応を何ら問題とせず、問題点として指摘していない。**

また、**■**さんが父親から性虐待を受けていたことが分かったときにも、児相が警察に連絡しなかったが、このことについても、本報告書は問題視していない。

本事件で、当初学校か児相が警察に通報していれば(あるいは性虐待が分かった時点で児相が通報していれば)、警察は傷害罪、強制わいせつ罪(口をふさがれて床に押し付けた行為については殺人未遂罪での検挙も可能かもしれない)で検挙したであろう。そのような対応をしていれば、**■**さんは父親から長期間隔離され、その間は安全が確保されたし、父親の釈放後も刑罰による虐待の抑止力が働いて父親も**■**さんを殺害するに至ることはなかった可能性が高いのである。

本報告書にこの点の指摘がないことをどう考えればいいのか。このような命が危険にさらされ、性虐待まで受けている子どもが助けを求めても、警察に助けられるべきでないかと

えているのか、親は極めて悪質な命の危険のある暴力を子どもに振るっても性虐待を行っても、警察に知らされることなく免責されるべきであると考えているのか、理解できない。いずれにせよ本報告書によると、子どもが学校に親から悪質な暴力を受けていると訴えても、警察に知らせる必要がない、警察に知らせなくとも問題がないということになり、極めて疑問である。

後述のとおり、文科省、厚労省、全国のほとんどの自治体はそのような考え方には立っておらず、全国的には、学校で把握された虐待が疑われる案件は警察に通報され、検挙されることにより子どもたちの保護につながっている(一方、本件ほど悪質でない行為については警察が警告ですませることも多く、警察の検挙活動は極めて謙抑的に行われていることについては、下記3(1)参照)。

しかし、千葉県では、平成26年の市原市■■■■ちゃん虐待死事件において、乳児が家で骨折し、医師から虐待の疑いが強いとの意見を得ながら、父親が否定したことをもって、児相は虐待と言い切れないとして警察に連絡せず、一時保護はしたものの解除し、条件違反を見抜けないまま殺害されるという事件を引き起こしており、平成19年の松戸市■■■■ちゃん虐待死事件についても同様である(参考資料1参照)。千葉県児相の、極めて悪質な犯罪であることが明らかな、あるいはその可能性が極めて高い案件ですら、警察に通報せず、みすみす虐待死に至らしめるという対応は以前から繰り返されており、全国的にも特異で直ちに改められるべき対応であるが、本報告書はそれを問題視せず、是認するものとなっている。

(2)日本の社会に根強く残る親の子どもに対する暴力を容認する意識、危険な暴力、性虐待であっても警察に連絡する必要はないという意識が、日本で児童虐待がいつまでも改善に向かわない大きな原因であるが、本報告書においても、本事件で■■■■さんへの危険な暴力、性虐待について学校や児相が警察に連絡すべきであったという問題意識がないことに大きな違和感を感じる。

本件のような幼い子どもに対する保護者の危険な暴力、性虐待について、刑事的対応をすることは被害者の保護、法の支配の観点等から当然であるが(これを問題視するのであれば、家庭は家父長(夫、父親)が支配する治外法権で、子どもは暴力や性被害に遭っても警察は助けてはならない、ドメスティック・バイオレンスに警察は介入すべきでない、公的機関も国民も警察に知らせるべきではない、ということになる)、特に児童虐待における刑事的対応の意義については、日本弁護士会においても次のようにされており、その意義を否定する人はほとんどいないであろう。

「虐待を受けた子どもにとって刑事手続きのもつ意味として、「①物理的な安全の確保—刑事事件として立件され、虐待を行った親らが逮捕されるなど身体を拘束されることにより、事実上親子分離が図られ、子どもの物理的な安全を確保できる。②心的回復のひとつのきっかけ—虐待を受けた子どもたちは、守ってもらえるはずの親らから虐待行為を受けてきたのであり、程度の差こそあれ皆心的外傷を負っているといえる。また、それまで「お前が悪いから」「おまえがちゃんとしなから」などと叱責され続けたことにより、あたかも

虐待を受けるのは子ども自身に問題があると思込まされて自己評価が低くなってしまっている場合も多い。さらに、自分が虐待の事実を外部に話したことにより、家族が崩壊してしまったと自責の念に駆られる場合（特に性的虐待のケースに顕著である）もある。

親らの虐待行為が犯罪行為であることを公正な機関である裁判所において明らかにし、虐待を行った親らが刑事罰を受けることにより、子ども自身、自らが悪いわけではないと理解することは、虐待を受けた子どもたちが負っている心的外傷を癒すひとつのきっかけになりうる。」（日本弁護士連合会子どもの権利委員会「子どもの虐待防止・法実務マニュアル（第4版）」）。

以上、本報告書が、本事件につき児相・学校が警察に連絡すべきだったとは判断していないことは、極めて疑問であり、大きな違和感を感じる。

## 2 子どもを守るには警察を含めた多くの機関の多くの目で子どもを守る活動を行える態勢を整備すべきとの考えが見受けられない

(1) 本事件では、

- ・ ■■■さんから父親から暴力を受けていると聞いた時点
- ・ 一時保護をした時点
- ・ 一時保護中に性虐待の存在が明らかになった時点
- ・ 児相が独断で一時保護を解除した時点
- ・ 学校が父親から迫られ念書と ■■■さんの書いたアンケートを渡した時点
- ・ ■■■さんが転校させられた時点
- ・ 父親が祖父母宅から条件違反を犯して ■■■さんを自宅に連れ帰った時点
- ・ 児相が「お父さんから叩かれたというのほうですよ」と書いた手紙は親から書かされたものだとして ■■■さんから聞いた時点
- ・ 虐待死させられる直前の冬休みあけに ■■■さんが長期欠席となった時点

などなど多くの ■■■さんが危険な状態にあるのではと疑われる重要な局面で、警察を含めた多くの機関で情報を共有し、連携して ■■■さんを守る活動をするべきであった。最悪でも、虐待死させられる直前の冬休みあけに長期欠席となったことを警察に連絡していれば、警察が直ちに家庭訪問し、衰弱していた ■■■さんを救うことができた。

下記のとおり、子どもを虐待から守るには、警察を含む多くの機関が情報共有の上、危険な兆候があった場合には直ちに適切な機関(緊急の場合、保護者が威圧的、面会拒否等の場合には警察)が直ちに家庭訪問し、子どもの安否を確認し、衰弱等している場合には保護するという態勢の整備が重要であり、多くの自治体でそのような取組がなされつつある。

■■■さん事件では、千葉県児相、野田市において、このような態勢が整備されていなかったことが明らかとなり、それが ■■■さんを救うことができなかった原因である。しかし、本報告書では、上記の重要な局面で警察に連絡すべきであったとの記載は一切ない。一方、

「児童相談所は重要な情報は必ず市には伝えるべきである」とは記載されており(p73)、児相と市との情報共有、連携の必要性については認識されており、市と警察を明確に区別している。その理由は不明であるが、本報告書には、**児相が警察と情報共有し連携して対応する態勢の整備の必要性についての指摘・提言は見受けられないことに、大きな違和感を感じる。**

特に、父親が祖父母宅から条件違反を犯して■■■さんを自宅に連れ帰った時点で、千葉県の子相が無条件違反を咎めることなく、追認したことについて、本報告書においても児相は「ギブアップ」していると認めている。にもかかわらず、警察と連携して対処すべしとの指摘はない。これほど暴力的・威圧的で、児相を無視して強引に■■■さんを連れ帰り、児相が「ギブアップ」するような父親には、警察とともに対応すべきというのが、子どもを守るためにも、児相・市町村・警察との合理的な役割分担の観点からも必要な指摘ではなからうか。また、児相が「お父さんから叩かれたというのはうそです」と書いた手紙は親から書かされたものだと■■■さんから聞いた時点、冬休みあけに■■■さんが長期欠席となった時点も同様である。なぜ、異常な父親から■■■さんの命が危険にさらされていると判明した時点で、警察とともに対処することの必要性を指摘しないのであろうか(一方、このような場面で市は危機感をもって、児相と対峙する姿勢で臨むべきだった等と指摘されている(p73)。警察に協力を求めず児相と市での対応を求める指摘である。かかる指摘が児相と市町村に無理を強いるものであることについては後記5で述べる。)

(2)子どもを虐待から救うためには、1つ(あるいは少数)の機関に限られた人数で対応するよりも、子どもを救うことができる多くの機関の多くの目、人数で対応する方が、より確実であることは自明である。一つの機関が案件を抱え込んだままでは気づくことができない虐待の危険な兆候を、多くの機関で共有することにより、より多く気づくことができるようになるし、一つの機関だけでは子どもの安全確保のための家庭訪問もほとんどできないが、多くの機関が協力すればより頻繁に家庭訪問できることとなるのである。

しかしながら、これまで、多くの自治体では、児相が通報を受けた案件を抱え込み、他機関にはほとんど知らせない、警察には1%も知らせない、という他機関との情報共有・連携しての活動に極めて消極的であった(警察は自ら受けた通報はすべて児相に提供している)。その結果、■■■さん事件をはじめ警察と情報共有し、連携して活動していれば救えたはずの子どもの命が救えない虐待死事件が数多く発生した。最近、このような事件を反省・教訓として、多くの自治体の要対協の実務者会議で子どもを守ることができる警察を含む多くの関係機関が全ての案件を共有して、連携して活動する態勢の整備が進められている。

また、重篤な児童虐待事案に対応する児相と警察とがお互いが把握する全ての案件を共有し、連携して活動する態勢の整備が、平成20年に高知県で始められ、現時点で全国の自治体の半数程度で進められている。埼玉県では、令和2年1月から、県と警察の間で情報システムを整備し、県と県警本部のみならず、各児童相談所と各警察署の間でも、すべての案件につきリアルタイムで情報共有ができる態勢を整備した。その理由として、埼玉県の犬野知事は、2019年に発生した、■■■さん事件、札幌市■■■ちゃん虐待死事件、鹿児島県出

水市■■■■ちゃん虐待死事件をあげ、これらについては「関係機関同士の情報共有」「警察との連携」が共通の問題であり、虐待の重篤化、威圧的な親への対応が問題となっている中で、「児童相談所が懸命に取り組んだとしても、それだけでは、子どもの命を守ることが困難になりつつある。警察との連携が特に重要であるというのが我々の判断である」と説明されている。埼玉県では、他県で起こった事件を教訓として、関係機関の情報共有、特に児相と警察との情報共有の重要性に理解を示され、リアルタイムで極めて効率的な情報共有システムを整備するに至っているのである(参考資料2)。

しかしながら、■■■さん事件を引き起こした肝心の千葉県では、■■■さん事件時はもちろん、その後現時点でさえ、児相は警察にごく一部しか虐待案件を提供しない。本事件においては、■■■さんが受けている虐待が命の危険に関わるような犯罪行為なのであるから、相談を受けた時点で、直ちに警察に通報し父親を逮捕して、■■■さんを守るという対応が必要であったことは、上記1で述べたとおりである。この時点以外でも、せめて、上記の重要な局面、たとえば、一時保護を解除しようとした時点、一時保護の条件が無視され父親宅に強引に連れ戻された時点、手紙は■■■さんが無理やり書かされたと判明した時点等、父親の異常さがさらに明らかになり、■■■さんの安全が懸念される局面で、児相が警察に通報していれば、警察が父親に厳しく警告し、その後も警察も含めた多くの機関で頻繁に家庭訪問し、■■■さんの安否を確認し、親への指導支援を続けていけば、父親に対するかなりの虐待の抑止力となったであろうし、最悪、■■■さんが1月から長期欠席しているとの情報を児相が警察に通報していれば、直ちに警察が家庭訪問し、衰弱していた■■■さんを緊急に保護することができたのである。

千葉県の児相、野田市が■■■さんを救うことができなかったのは、上記のとおり埼玉県をはじめ多くの自治体で整備されている、警察を含む関係機関の情報共有と連携態勢が整備されていなかっただからである。

(3)そもそも、虐待案件の通報を受けた児相や市町村が抱え込み、他の機関が知らされないのでは話にならない。警察にせよいずれの機関にせよ、虐待されている子どもと接する機会があっても、児相や市町村から、どこの子どもが虐待されているかを知らされない限りは、子どもを守ることはできない。警察は110番等で虐待ではないか、DVではないかなど住民から多くの通報が寄せられるが、その際に、この家庭は虐待家庭であると児相や市町村から予め知らされている場合には、現場に赴いた警察官は虐待家庭であることを念頭に注意深く対応できることから、親から騙されることなく、子どもを保護することができる。しかし、予めそのような情報を得ていない場合には、親から騙され、虐待を見逃し、救える子どもを救えない事態を起こしてしまう(参考資料1:東京都葛飾区■■■ちゃん虐待死事件、大阪市西淀川区■■■ちゃん虐待死事件など)。

また、児相が案件を警察と共有することとすれば、警察はその家庭について警察が保有する情報(DVで対応したことがあるなど)を児相に提供するのであるから、児相は自ら入手できない多くの情報を入手できることになり、一時保護等処遇の判断がより適正に行うこと

ができるのである。さらに、警察はその後も日常の警察活動を通じその子どもが虐待を受けていないか見守ることができるし、虐待の危険な兆候があれば児相に通報するのである。

他の機関も同様である。たとえば民生委員が被害児童について知らされている場合には、その子どもにあざやけがある、衰弱している等の様子を把握した場合には、虐待の疑いが高いとして関係機関に通報できるが、あらかじめ知らされていない場合には、このような対応はとることは甚だ困難である。また、家庭訪問等による子どもの安否確認も一つの機関だけではごく限られた回数しかできず、ほとんどほったらかしにされてしまうが、多くの機関が案件を共有し、かかわることとすれば、より頻繁に子どもの安否を確認できることになる。

以上から、子どもを守ることを最優先とする立場に立つ限り、虐待が疑われる案件についてはすべて関係機関で共有される必要があることは明らかである。児相や市町村が把握した案件を関係機関とは一部しか案件を共有しないという方針では、共有しないとされた残りの案件について、子どもにとって下記のような多くのメリットを無にしてしまう。

- ① 警察等他機関が当該家庭の子どもや親と接触した場合にも虐待に気づかず、子どもを救えないという虐待を見逃してしまうリスクをなくす
- ② 日常の警察活動等を通じその子どもが虐待を受けていないか、保護者に虐待を悪化させる事情が生じてないかなど、注意して見守ることができる
- ③ 警察等多くの機関が分担して数多く家庭訪問して子どもの安全確認をできる
- ④ 児相が、警察が保有する当該家庭の情報(DV 対応歴があるなど)の提供を受けることができ、一時保護等処遇の判断を適正に行えるようになる(これは児相にとり大きなメリットで、警察との共有を拒否する児相はこのメリットを放棄していることになる。警察と連携するぐらいなら子どもを守るために有用な情報も不要というのであろうか。)

その結果、案件を共有していれば救えたはずの子どもたちを救えないことになってしまいうし、通報する住民からすると、警察に通報すれば自らの通報は共有され連携しての活動がなされることに比し、児相への通報は「死蔵」されていることになる。

ところが、千葉県の児相は、■■■■さん事件当時も、現在においても一部しか警察と案件を共有しておらず、極めて不十分な連携態勢しか整備されていないが(案件を知らせずして、連携した活動などありえない)、本報告書においてはそれを全く問題視していない。

(4)本報告書を作成された検証委員の奥山真紀子氏が会長を務め、山田不二子氏が理事・事務局長を務める日本子ども虐待防止学会は、児相から警察への情報提供について、「警察への情報提供は必要な場合に限り」、すなわち「児相が必要と判断した場合に限り」提供すればいいとして、児相と警察が幅広く案件を共有して連携して対応することに反対されている(2018年7月13日厚労大臣あて要望書。東京都目黒区■■■■ちゃん虐待死事件を踏まえその再発防止策を求める要望書の中で主張されている)。

しかし、一部しか警察と情報共有しない千葉県の対応、「児相が必要と判断した場合に限り」警察と情報共有すればいいという上記学会の見解によると、上記の①から④の、案件を共有することにより子どもが守られるメリットをみすみす放棄することになってしまう。虐待案件を警察が知らされないままでは、警察が 110 番等で虐待家庭と接触する機会があっても虐待を見逃し、パトロール活動、DV 捜査等の場面で虐待されている子どもに気づくこともできず、虐待家庭の付近を夜間パトロールして異変がないか警戒活動もできず(警察に助けを求める DV・ストーカー被害者の大人の女性宅には行っている)、他機関と協力しより数多く子どもの安否を確認することもできず、児相も警察の有する虐待家庭に関する情報を得ることができない、という結果になってしまうのである。また、虐待を受け命の危険にさらされている子どもたちの立場からは、児相は「きみたちのことは警察には知らせないよ。われわれ児相が必要ないと判断したから。それで警察に助けられなくても仕方がないんだよ。」と言っていることになる。これを正当化する理由は、子どもを守るということを最優先とする立場からは思いもつかない(注)。

「児相が必要と判断した場合に限り」警察に提供すればいいという見解は、児相がどの案件が警察と連携して対応すべきか案件かということについて、いいかえれば将来にわたる虐待リスクについて 100%間違いなく判断できるという前提に立つ、児相職員の能力に全幅の信頼を置く見解である(もしそうでないのであれば、児相が判断を誤り、子どもを虐待死に至らしめることは当然多々あるが、それでも問題ないと考えていることになる)。

しかし、そもそも 1 回や 2 回の家庭訪問で虐待リスクの正確な判断は、児相職員であろうが、市町村職員であろうが、警察官であろうが、保健師であろうが、医師であろうが、神ならぬ人間の身で不可能である。親は虐待を隠すことが通例で、子どもは被害を訴えることはできないのであるから、さらに、その後の家庭の経済状況や親の精神状態の悪化、シングル家庭では新たな暴力的な同居人の出現等により虐待が急激に激化する危険性は常にありうることなのであるから、親が虐待を否定したからと言って「これは虐待ではない、あるいは緊急性は低く、警察と連携する必要はない」と軽信することは、リスク判断として「ぞつと」するほど極めて危険である。

千葉県の児相は、■さん事件では何度も何度も見られた虐待の危険な兆候を全く無視し続け、市原市の事件では乳児が腕を骨折し、医師から虐待の可能性が高いとの意見を得ながら、父親が否定したことをもって「虐待とはいいいきれない」と判断し、松戸市の事件では、女兒が顔にけがをしていたにもかかわらず保護者が否定したことをもって「面談時に女兒が両親のひざの上に乗るなど家族関係に不自然な点を感じなかった」と判断しているのである。東京都目黒区■ちゃん虐待死事件でも、東京都の児相は母親から面会拒否されたにもかかわらず、そのまま放置してもリスクはない、親との信頼関係を優先して安否確認しなくても問題ないと判断し、警察にも連絡せず虐待死に至らしめている(高知県の児相がこのような場合はかなりのリスクがあるとして警察に必ず連絡していることは後記のとおり)。

これまでの多くの虐待死事件は、児相や市町村が 1 回や 2 回の家庭訪問で「これは虐待

ではない、緊急性は低いので警察と連携する必要はない」とリスク判断を誤って、案件を抱え込んだ事例で起こっている(警察でもそのような事例がある)。虐待死事件後に「虐待を疑う情報はなかった」「甘かった」「驚いている」などと弁明する児相や市町村がいかに多いことか。子どもを守る立場に立つ限り、1回や2回の家庭訪問で虐待の正確なリスク判断など不可能であるという謙虚な姿勢に立ち(児相職員は自分たちが間違いなく虐待リスクを判断できると思うことなく)、幅広く案件を関係機関で共有し、多くの関係機関の多くの目で子どもを見守るという態勢の整備が不可欠であることは自明である。児相が必要と判断した場合に限り警察と情報共有すればいいという見解に立つ限り、児相がリスク判断を誤り案件を抱え込んで救えるはずの子どもの命を救うことができない事件が続いてしまう。

(5)さらに、全ての案件を関係機関で共有した上、いずれかの機関が、親の面会拒否、面会不能、長期欠席等虐待の危険な兆候を把握した場合には、直ちに他の機関とその情報を共有し、いずれか適当な機関が速やかに家庭訪問し、子どもの安否を確認しなければならない。最近でも児相や市町村が虐待の危険な兆候を知りながら、警察等他機関に連絡せずそのまま放置して、虐待死に至らしめる事件が相次いでいる。

本事件でも、長期欠席は虐待の危険な兆候でありながら、■さんが冬休みあけから長期欠席させられながら、野田市、千葉県の子相とも、自ら家庭訪問もせず、警察にも通報せず、一切■さんの安否確認をしなかった。この時点で、警察に連絡していれば、警察が衰弱していた■さんを発見し、緊急に保護できたのである。児相や野田市が家庭訪問しても、父親は面会拒否した可能性は高かったと思われるので、このような命にかかわる緊急の場合、威圧的な保護者のいる場合などには、24時間出動でき、威圧的な保護者にも毅然として対応できる警察が対応することが必要である。高知県では10年以上前から、児相職員が保護者から面会拒否された場合には直ちに警察に連絡し、警察官が児相職員とともに家庭訪問し、子どもの安否確認を実施している。

最近でも、千葉県市原市1歳児虐待死事件、東京都大田区■(■)ちゃん餓死事件等、危険な兆候(面会拒否、面会不能)がありながら、市区町村が警察等他機関に連絡せず、虐待死に至らしめる事件が相次いでいる。これらの事件でも危険な兆候把握時に、警察等の関係機関に連絡して、警察が直ちに家庭訪問していれば、子どもたちの命は救うことができた可能性は高い(面会拒否、面会不能という極めて危険な状況であるから警察が対応すべき事案である)。

(6)虐待から子どもを守るためには、上記のような対応ができるような態勢の整備が必要である。一言で言うと、一つの機関ではなく多くの機関の多くの目で子どもを守る、ということであり、より詳しく言うならば、

「全ての虐待案件につき関係機関で共有の上、関係機関ができる限り多くの虐待の危険な兆候を把握するように活動し、それを把握した場合には直ちに全ての機関で共有し、適切に対応できる機関(緊急に対応すべき場合、親が威嚇的・暴力的である場合などは警察)が直ち



に家庭訪問して子どもの安否を確認し、衰弱等している場合には緊急に子どもを保護する」という態勢を整備することである。

ところが、本報告書では、以上のような、警察を含めた子どもを守ることができる多くの関係機関が、確実に漏れなく案件を共有して連携して子どもを守る活動を行う態勢を整備すべしとの指摘、提言は見受けられず、警察との連携の必要性の指摘は一切ない。案件を共有しないリスクを認識していないと感じざるを得ない。

東京都目黒区■■■ちゃん虐待死事件を教訓に出された閣議決定(平成30年7月)では、外傷事案等については児相は警察に通報する旨定められ、■■■さん事件を教訓に文科省から出された「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き」(令和元年5月)では、明らかな外傷事案等については学校は警察に通報する旨定められている。いずれも対象を限定しすぎではあるが、児相、市町村、学校、警察との情報共有の重要性についてはある程度理解している内容ではある。しかし、本報告書には、このようなある程度は警察との児相、学校との情報共有を重視する政府の方針への言及もなく、最低限これらを守るべきだったの指摘もなく、独自の見解をとっているように思われる。

児相に全幅の信頼を置く、「児相が必要と判断した場合に限り警察に情報提供すればいい」という見解は、警察と一部しか情報共有も連携もしない千葉県の子相のこれまでの対応を是認するものであり、本報告書でもその点は問題点として指摘されていない。それではいつまでも救えるはずの子どもの命が救えない事件が繰り返されることとなる。実際に、日本子ども虐待防止学会が、■■■ちゃん事件後に上記見解を公表した後に、■■■さん事件が発生している。千葉県の児相が、上記見解に従って警察との全件共有を拒否しているのかどうかは不明であるが、千葉県の児相が、■■■ちゃん事件を教訓として警察との全件共有と連携しての対応を実現した多くの他府県と同様、警察と全件共有し連携して対応していれば、すなわち、本事件において児相から警察に情報提供され、密接に連携して活動していれば、■■■さんの命は救えたのである。

本報告書で、子どもを守るには警察を含めた多くの機関の多くの目で子どもを守る活動を行える態勢を整備すべきとの考えが見受けられないのは極めて残念である。野田市や千葉県の児相が、本報告書の上記考えをそのまま受け入れてしまうならば、■■■ちゃん事件に続き、■■■さん事件も何ら教訓として生かされないことになってしまうことを強く懸念する。

(注)ところが、それを正当化する理由として一部の児相は、児相の把握する案件を警察に提供すると虐待親が相談しにくくなるおそれがあるという理由を挙げる。しかしながら、そのような抽象的で、実害がいかほどあるのかの主張・立証もなく(そもそも虐待親からの相談は極めて少ない)、「あるかもしれない」という単なる憶測に基づき、上記のような大きな効果により極めて多くの子どもを救うことができる取組を否定する根拠となりうるはずもない。10年以上前から実施している高知県や茨城県ではそのような問題はないと報告されており(参考資料3)、他の実施している多くの道府県からもそのような問題の指摘はない。何よりもこんな考え方を認めてしまうと、児相が警察のみならず学校や病院等あらゆる機関

とも連携しないまま、どれほど救えるはずの子どもの命が奪われ続けても、他機関と連携しない対応が正当化されてしまい、かつ、親からの相談であれば命の危険のある暴力や性犯罪であっても警察に知らせないことが正当化されてしまうことになる。さらに、この理屈からすると警察との情報共有を拒否できるのは親からの相談だけのはずであるが、実際にはそうでない案件も広く共有を拒否している。一方で警察との情報共有を拒否する児相も 110 番等を受け家庭に駆け付け対応している警察官からその家庭や子どもの児相の取扱い歴について照会を受け回答しており、警察との情報共有の必要性についてはさすがに否定できないのである。虐待親が相談しにくくなるので警察とは情報共有できないのであれば、このような回答もできないはずである。共有拒否を正当化する理屈は破綻しているのである。

### 3 有効な社会資源としての警察を活用して子どもを守るという考えがみられない

(1)上記 1、2 からも言えることであるが、本報告書には、社会資源としての警察を有効に活用して子どもを守るという発想がみられず、むしろ関わらせてはならないと考えているのではないかとさえ思われる。

警察が児童虐待防止対策で果たしている役割は多岐に上るが、上記 1 で述べた刑事的対応(検挙活動)はそのごく一部にすぎない。児相が把握した虐待案件は 159,850 件であるが(平成 30 年度)、警察の検挙件数は 1,380 件(平成 30 年)と 1%にも満たない。警察の検挙活動は極めて謙抑的に行われており、刑事的対応が可能で、何ら問題ない場合でも、警告ですませる場合も少なくない。警察の主要な役割は、検挙活動ではなく子どもを守る活動であり(保護活動)、子どもを守ることができる機関の一つとして他機関と協力し、連携し、子どもを救い、守ることである(警察法 2 条に規定する警察の責務は「国民の生命、身体、財産の保護」である)。

本事件では、父親が悪質極まりない暴力を幼い子どもに振るう、学校や市、児相の職員に恫喝する言動を行う異常な父親なのであるから、■■■■さんを守るためには市や児相の職員でなく警察官が対応するべきでなかったのかということ、通常の社会常識を有する多くの方は思われるところであるが、本報告書にはそのような記載が一切ない(千葉県の検証報告書にはそのような記載がある)。

また、上記 1 のとおり本報告書には、本事件が父親による明らかな犯罪(傷害・強制わいせつ等)であるのに、警察に連絡すべきであるという指摘もない。さらに、上記 2 のとおり、本報告書には、警察を含めた子どもを守ることができる多くの関係機関が情報共有して連携して子どもを守ることができる態勢を整備すべしとの指摘、提言は見受けられない。

以上、本報告書は、本件のような危険極まりない犯罪で、かつ、保護者が威嚇的で一般の公務員が対応することが極めて困難な事案ですら、警察が対応すべきでない、かかわるべきでないと考えで買われているように思われる。

(2)なぜそのように考えられるのかその理由は不明であるが、私はある府県の児童虐待担当

課の課長に、児相と警察との情報共有と連携しての対応を要望した際「児童虐待には「福祉」で対応すべきで、福祉は警察と連携してはいけない。だから警察との情報共有と連携は拒否する」と言われたことがある。私が驚いて、「全くおっしゃっている意味が分かりません。なぜ子どもを守るために福祉と警察が連携してはいけないんですか。こちらの府県でも児相が案件を抱え込んで何人もの子どもが殺されているのではないですか。警察と連携すれば救えたでしょう。高知県などではかなり前から実施してますよ」というと、黙り込む、という対応を経験しており、同様の対応は他県でもある。このような極端な縦割り意識、縄張り根性、いわゆる“福祉ムラ”といわれる福祉関係者だけで児童虐待には対応すべきで、他分野の関与は拒否する、子どもを守るためには何がベストの取組か、関係機関と協力し連携したほうがいいのではないかなどとは考えない、他府県の先進的な取組みなど無視し、自分たちだけの今までどおりのやり方に固執する、その結果子どもが救えなくとも問題はないと正当化し改善を拒む、という思想、イデオロギー—というか思い込み、日本でしばしば見られる他分野の関与を嫌う閉鎖的な「専門職種の独善」に陥っているとしか考えられない、児相関係者や福祉の研究者、医師、弁護士等が少なからず存在していることからすると、本報告書に示されている見解もそのような考え方と関係しているのかもしれない。

言うまでもなく、そのような考え方に基づいて、このような危険極まりない親に対しても警察を排除して対応すべきと言うのであれば、いつまでも同様の事件が続くだけである。

このような考え方は子どもの命を最優先としたものではなく、自分たちの思想、思い込み、イデオロギーを優先させ、子どもの命はその範囲内で守られればいい、というものではないだろうか。さらに、このような考え方は、警察と連携して子どもの命が救われるよりは、警察と連携しないまま一福祉で対応すべきという原則を貫いて一子どもが救えない方がまし、少なくとも問題はない、という考え方にまで至っているのではなからうか。児相は、警察と情報共有すれば、警察は児相にその家庭につき保有する情報を提供するのである。そうすると、児相は自らでは得ることができないより多くの情報を入手でき、一時保護等の判断がより適正にできるようになる。子どもはより守られることになるのであって、児相にとっても歓迎すべきことである。本来なら、児相から警察に頼まなければならないほどのものである。にもかかわらず、千葉県等の児相は、警察との情報共有を拒否することにより、このような子どもがより守られる連携態勢の構築を拒否している。そして本報告書もそれを問題視していない。

これまで児相が警察等の関係機関と連携せず虐待死に至らしめた事件後の記者会見で、児相の所長が「対応に問題はなかった」旨発言し、その非常識さに国民が呆れ、憤激することがしばしば見受けられる。しかし、所長にとっては、児童虐待対応のあるべき方針どおり、警察等関係機関と連携せず「福祉」だけで対応したのだから、子どもは救えずとも「対応に問題はない」のである。それを理解しない世間の方がおかしいのである。

これを「専門職種の独善」というのか、到底理解できるものではないが、警察と連携して子どもの命を救おうとしない児相関係者は、警察と連携しないまま一福祉で対応すべきという原則どおりに一子どもが救えなくとも問題ないと考えているとしか思えないのである。

(3)昔はあった大家族の中で、あるいは親密な地域社会の中で守られていた子どもたちは、今や、家庭の中で保護者以外の大人の目が届きにくい危険な立場に置かれている。核家族化(シングル家庭化)の進展、外部からの目が届かないマンションの増加、地域社会の連帯意識の希薄化等が進み、プライバシー意識の高まる中で、家庭は密室化している。密室化した家庭の中で、圧倒的な力関係の差がある保護者の暴力から、大人のように抵抗することも、助けを求めることも、逃げることもできない子どもの命を救い、守ることは甚だ困難な業務であり、見相あるいは市町村だけで、「福祉」部門だけで、到底できるものではない。

できる限りの多くの関係機関が協力・連携して、その能力を最大限発揮して、子どもを守る活動を行うことができるような態勢を整備しなければならず、組織の縦割り、特定の専門職種だけでの対応にこだわることなど許されない。できる限り多くの機関がかかわり、それぞれが関わるができる場において、子どもが虐待を受けていないか、保護者に虐待を悪化させるおそれのある変化はないかなどの情報をできる限り多く把握し、それらの情報をすべての機関で共有する、その上で、虐待の危険な兆候を把握した場合には最も迅速・適切に対応できる機関が子どもの安否を確認し、子どもが衰弱等している場合には緊急に保護するという仕組みが必要である。

そのためには、多くの専門職種が、互いの立場・業務内容・体制・能力を理解し、それに敬意を表し、協力して連携態勢を構築し、自分の組織の今までのやり方に固執せず、常により良いやり方を模索しつつ、ベストの態勢を整備していく努力を続けるしかない。自分たちのやり方が正しくて、一方的に他の職種の気に入らないところを問題視し、連携・協力を拒否すべきでない。上記のとおり、警察の検挙活動は極めて謙抑的に行われており、刑事的対応が可能で何ら問題ない場合でも、警告ですませる場合も少なくない。警察の主要な役割は、検挙活動ではなく子どもを守る活動であり、現場で虐待対応の指揮を執る警察官も「警察官は家庭支援の専門家ではないが、捜査員は福祉の観点もどんどん取り入れている。私たちの目的は子供を守ること。逮捕ありきではない。」と話している(令和2年7月30日産経新聞)。すべての機関が、他の機関、他の職種を理解し、尊重し、協力的な関係を構築する努力をすべきである。「福祉」の立場からのアプローチが絶対に正しくて、警察の立場からのアプローチは排除すべきという姿勢では、ベストの態勢で子どもを守ることはできない。

いやしくも虐待から子どもを守ろうという立場に立つならば、できる限りの社会資源を動員して、ベストの態勢で子どもを守る活動を行うことを目指しこそすれ、警察をかかわらせるべきでないなどとは思いつくはずもないのではなからうか。

住民等からは見相と警察にほぼ同数虐待ではないかとの通報が寄せられ、令和元年の警察への通報件数は9万8,222件に上り、見相への通報件数を上回ることも予想される。もちろん警察は通報を受けた虐待案件は全件見相に通報している。警察はほぼ全件その日のうちに家庭訪問し子どもの安否を確認し、危険と認められる場合には子どもを緊急に保護し見相に身柄付通告を行っており、その数は同年には5,553人に上っている。通報を受け、子

どもの安否を確認し緊急に保護するという役割では、警察は児相を上回る活動をしている。

児相や市町村の職員には威嚇的言動を行う、面会を拒否するという対応をする保護者も、警察官にはそのようなことはせず、警察官の指導・警告には従うことが多い。警察官が家庭訪問すれば子どもの安否確認は確実にを行うことができる(前記のとおり高知県では以前から児相職員が親から面会拒否された場合には直ちに警察に連絡し、警察官が児相職員とともに家庭訪問し子どもの安否を確認する態勢を整備している)。

また、市町村の要対協実務者会議のメンバーとして、他機関と連携して虐待家庭の訪問等による子どもの安否確認、パトロール活動等により子どもに虐待が加えられていないかの確認、特に暴力的・威嚇的な親への指導警告等を行うことにより、子どもを虐待から守ることができる。重大な犯罪に当たる虐待行為については検挙し、検挙により子どもを危険な保護者から隔離して守る、という役割を果たしている。さらに、児相が虐待案件を警察に知らせれば、当該虐待家庭について警察が保有する情報を児相に提供することより、児相も自分では把握できない多くの情報を入手でき、一時保護等適切な判断に資することができる。

子どもを虐待から守るためには、このような役割を果たすことができる有用な社会資源である警察を他機関と密接に連携協力できる態勢を整備し、子どもを守るためベストの態勢で取り組むべきであって、かかわらせてはならないものでは決してない。

しかしながら、本報告書には、社会の有効な資源である警察も活用して、できる限り多くの機関が連携協力して子どもを守るという発想が見受けられず、むしろ虐待問題には警察を関わらせてはならないとの考えに基づいているのではないかという印象を受けるのである。

(4) 次に、本報告書では、子どもたちに「児童相談所という子どもを守る機関」があることを伝えるべきである、と指摘しているが(p60)、これには強い違和感を覚える。全国には、子どもからの相談に適切に対応する自治体の児相があることは否定しないが、■■■■さんに対する■■■■さん極まりない対応を行い、救えるはずの命を救うことができなかった千葉県の児相の対応を目の当たりにしながら、このような提言を行うことには大きな疑問がある。ましてや、■■■■さん事件以前にも、千葉県の児相は、市原市■■■■ちゃん虐待死事件(平成 26 年)、柏市■■■■ちゃん餓死事件(平成 23 年)、松戸市■■■■ちゃん虐待死事件(平成 19 年)等児相が関与しながら案件を抱え込み、警察等関係機関と情報共有も連携もしないまま、救えたはずの子どもの命を救えない事件を繰り返しているのである(参考資料 1 参照)。このような千葉県児相の実態を知った上での提言であろうか。

野田市は■■■■さん事件を真摯に反省し、再発防止に全力で取り組んでいると感じる。しかしながら、千葉県の児相は、警察等関係機関との連携にも今でも消極であり、再発防止策に真剣に取り組んでいるとは感じられない。野田市の実務者会議での千葉県の児相職員の言動からも、関係機関と連携して熱心に取り組んでいるようには到底思われない。警察から児相に通告した案件をかなりの日時が経っても家庭訪問すらしていない事例も見受けられる。野田市が児相の一時保護に代わる「仮保護」の権限を市町村に認めるよう国に対して要望書

を提出しているのも(令和元年6月27日)、千葉県の見相の活動への危機感の現れと解することができる(参考資料3)。

また、本年6月千葉県市原市で、10カ月の次女に食事を与えず放置し1月に死なせたとして母親が逮捕された事件で、千葉県と市原市は見相や市の関与の有無につき発表を拒否した。千葉県は、■さん事件にからみ新たに虐待死事件が発生した場合、県は見相の関わりを含め一切情報を公表しない方針を決定しており、県児童相談所改革室の■は「個人情報保護の観点から見相の関わりを含め、何も言わないことに決まった。野田市の事件は情報を出し過ぎた。不手際だった」と説明している。千葉県の見相は、■さん事件の教訓として、隠ぺいとしか言いようのない方針を打ち出しているのである。こんな組織を子どもたちに「児童相談所という子どもを守る機関」があると伝えるわけにはいかないであろう。

(5)むしろ、親からの暴力を受けている子どもたちに伝えるべきことは、「親から暴力を受けたときは警察に相談してください」ということではないだろうか。

小学生以上の子どもは、自ら助けを求めることができることが可能な年齢であり、実際に虐待の被害児童が110番する、あるいは交番に駆け込むなど警察に助けを求め、救われている事例は数多くみられている。報道されたものでは、2019年5月仙台市で小2男児が学校の教師に「父親から投げ飛ばされ蹴られた」と訴え、学校は翌日に見相に通告したが、見相は自ら家庭訪問もせず警察にも通報せず放置し、その3日後に児童は父親から2時間半にわたり暴行を受け、児童は午後8時ごろ、一人で800メートル離れた交番まで歩き、警察官に保護され、父親は逮捕されたという事件がある。また、愛知県豊明市で小5の男児が自分と小2の妹に暴力をふるう父親につき、「妹が父親に蹴られている。どうしたらいいですか」と交番に電話で相談し、警察官が駆け付け兄妹を保護、兄は「このままでは僕たちは殺されるかもしれない」と訴え、父親を逮捕した事件等がある。

交番は地域に数多くあり、おまわりさんは地域をパトロールしており、子どもたちにとって身近な存在である。また、警察には110番すればよく、警察は夜間も日曜休日も24時間活動していることも子どもたちは知っている。しかも、知らない人に手をつかまれ連れ去られそうになったとき、襲われたときには、交番に助けを求めればいいということは、幼い子どもたちでも学校等で教えられている。

親からの暴力を受けている場合も同様である。子どもたちが最も助けを求めやすく、身近で、かつ、土日も含め24時間365日対応でき、上記仙台市の見相のように3日経っても家庭訪問もしないということもなく、直ちに対応できるのは警察である。夫からDV被害を受けた多くの女性は危険に直面したときに自らの安全確保のために迷わず警察に助けを求めている。子どもたちも大人と同様、虐待の被害児童も危険に直面した時に自らの安全を図られるべきという考えに立つのであれば、子どもも大人同様に警察に助けを求めることができるように学校等で子どもたちに周知徹底すべきである。上記の愛知県豊明市の事件につき、NPO法人「子どもの虐待防止ネットワークあいち」の岩城正光理事長(弁護士)は「虐

待された十一歳の長男が交番に通報したことがすばらしい。被害に遭った子どもが警察に通報して虐待が発覚したケースは聞いたことがない。親の暴力に対し、子どもが積極的にSOSを出すようになった。子どもの命を守るため迅速に対応するには、最初の通報先は児童相談所より警察が望ましい」と話されている(2006年8月31日中日新聞)。

なお、児相が真摯な活動を行うようになり、児相が信頼できる機関となった場合には、子どもたちに「児童相談所という子どもを守る機関」があることを伝えてもいいかもしれないが、上記のとおり、警察と比べて児相は、数も少なく(全国で220か所しかない)、どこにあるか大人も子供もほとんど知らず、夜間も日曜休日も活動せず、平日の9時から5時のみしか電話も通じず、それ以外は当直係か委託を受けたNPOが電話受けするだけで、連絡しても警察のように直ちに救いに動くことなどまず考えられず、真夜中の午前3時に親から家を追い出され児相に相談に来た小6の少女に対して、委託を受けたNPOが「警察に相談しなさい」と追い返したという事例までである(2019年3月神戸)。

上記の岩城弁護士のコメントのとおり、子どもたちが虐待を受けたときに駆け込む組織としては児相より警察の方が適切である。児相は不適切な対応が目に見えると質的な問題を除いても、数的にも、体制的にも、機動力の面でも、子どものSOSに迅速に対応できる組織ではない。子どもたちがより頼りにすることができる警察という有効な社会資源があるのであるから、子どもたちにもそのように伝えるべきではないだろうか。

以上、本報告書には、社会の有効な資源である警察も活用して、できる限り多くの機関が連携協力して子どもを守るという発想が見受けられず、むしろ虐待問題には警察を関わらせてはならないとの考えに基づいているのではないかとすら思われる。もしそうだとすると、子どもの命を最優先にして関係機関が連携協力して全力で取り組むべきであるという主張ではないのではないか、いくら有用な社会資源であっても関わらせたくないとする機関は関わらせないという考えではないか、それは果たして子どもの命を最優先とした考え方であるのか、などの疑問を感じざるを得ない。

#### **4 これまでの児相・市町村・警察の不適切な対応による虐待死事件を教訓とせず、多くの先進的な自治体の取組を参考にしていない**

本報告書は、これまでの児相・市町村・警察の不適切な対応による虐待死事件を教訓とし、多くの先進的な自治体の取組を参考にしたものとは見受けられない。

参考資料1記載のとおり、埼玉県三郷市■■■■ちゃん虐待死事件、東京都葛飾区■■■■ちゃん虐待死事件、東京都目黒区■■■■ちゃん虐待死事件等児相が把握している虐待案件を警察と共有していれば警察が子どもの命を救えた事件が数多くみられ、本事件もそうである。

これらの事件、特に、■■■■ちゃん事件、■■■■さん事件を教訓として、児童虐待を防止し、虐待されている児童を救い、守るためには、一つの機関だけで案件を抱え込むのではなく、児童を守ることができる多くの機関が案件を共有し、連携して活動する必要性について理

解が深まっており、今や全国半数近くの自治体では、児相、(市町村)、警察とで虐待案件を確実に漏れなく共有の上連携して活動に取り組まれるようになっている。

このような自治体では、児相と警察との連携がより図られたことにより、今までより適切に対応でき、児童を適切に保護できた事例が多くみられるところである。たとえば、参考資料2記載のとおり、埼玉県では、児相と警察との全件共有と連携しての活動の成果として、姉弟を警察官が夜間に保護し、共有情報を確認したところ過去の被虐待歴が判明し一時保護につながった事例、親にたたかれているとの通報により警察官が出動、親がしつくと主張したが共有情報により過去の被虐待歴が判明し、一時保護につながった事例が報告されている。また、文部科学省が2019年5月に作成した「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」の中で、外傷事案等は学校から警察への通報が義務付けされるなど関係機関の連携は一層取り組まれつつある。

しかしながら、本報告書には、**■**さん事件をはじめこれまでの児相・市町村・警察の不適切な対応による虐待死事件を教訓とした埼玉県など多くの先進的な自治体の取組や文科省の手引きについて一切言及もなく、参考としているようには感じられない。これでは、いまだ警察等関係機関との情報共有を一部に限るなど連携に消極的な千葉県に、連携態勢の整備を促すものとはならないのではないかと危惧される。

## 5 市と県との現実の力関係を無視する指摘、市町村・児童相談所の業務軽減、業務の合理化に資する観点のない指摘

(1)本報告書には、野田市に対して児童相談所にもっと必要な対策を意見すべきであったとの指摘が多くみられ、首肯すべき指摘も多いものの、県(児相)と市の現実の力関係、児相職員への横柄さ、態度の悪さ等を踏まえると、現実的で受け入れ可能な提言とはなっていないように思われる。

千葉県柏市**■**ちゃん虐待死事件においても、千葉県の児相は危機感を持った柏市の母子保健担当からの検討会を開くべきという意見に対して、「虐待担当課を通じて申し入れるよう」旨回答するだけで応じず、ほとんど何も対応せず**■**ちゃんを虐待死に至らしめている。また、市原市**■**ちゃん虐待死事件でも、乳児が骨折し、医師が虐待の可能性が高いと指摘しながら、父親が虐待を否定したことをもって、虐待とは言い切れないとし、警察に連絡せず、児相は一時保護しながら短期間で危険な家庭に戻してしまい、条件違反に気づかず、虐待死に至らしめるなど本事件と同様の対応をしている。千葉県の児相のこのような姿勢は長年改められていないのである。それにもかかわらず、野田市はもっと千葉県の児相に強く意見を申し入れるべきであったというだけでは、問題の解決にはあまりならないように思われる。より現実的な効果が期待できる指摘を行っていれば、より適切だったと思われる。

たとえば、市に対して優位な立場にある県に、今までのずさんで市に対する傲慢な態度・姿勢を改めさせるためには、市が警察と連携して、児相に対して市と児相と警察の3機関が密接に連携して対応する態勢を作るよう申し入れることが効果的であると考えられる。



児相は市に対しては傲慢な姿勢を取っても、警察などの機関にはさすがにそのような態度はとりづらいであろう。そのような態勢を整備せず、県と市という1対1の関係のまま、市は強く申し入れるべきだということでは、これまでどおり児相が市より優位に立ち、市が申し入れても児相は受け入れず、必要な対策を講じないまま、今後も本件のような事件を引き起こしてしまうことになるおそれが高いと思われる。

また、前記のとおり野田市が国に一時保護の権限(仮保護)を行使できるよう法改正を求める要望書を国あてに提出していることも参考になる(参考資料4)。野田市の本要望は、千葉県児相が■さん事件後もずさんな対応を改めず、このままでは虐待対策の改善を図ることができないとの危機感の現れと考えられる。多くの市町村にとっては、一時保護の権限を児相が独占していることから、児相と一緒に取り組まざるを得ず、児相がそれを適切に行使しないからこそ、野田市も柏市も市原市の事案もそうであるが、救えるはずの子どもを救えない事態に至っているのである。一時保護を市町村が行えることとすれば、児相のずさんな対応により子どもの命が救えないという問題は解決の方向に向かうことが期待できる。野田市の正当な危機感を踏まえれば、単に野田市に千葉県の児相に強く申し入れるべきであったというのみならず、本要望書も踏まえた制度の提言もありえたのではなかろうか。

(2) 次に、児相や市町村が警察等の関係機関と情報共有し、連携した活動を行うことにより、格段に子どもを守ることができることはすでに何度も述べたとおりであるが、さらなる効果として、児相や市町村の業務負担、業務軽減にも資することが挙げられる。しかしながら、本報告書にはそのような指摘は見受けられない。たとえば、前述のとおり、父親が条件違反を犯して■さんを無理やり自宅に連れ戻したことを児相は黙認し、「ギブアップ」してしまっているが、このような異常な保護者への対応は、一般公務員である児相や市の職員には甚だ困難である。本報告書では、なぜ警察に連絡して警察官に対応してもらったと指摘がないのであろうか。多くの自治体では当然のように行なわれている。

児相が警察を拒むことなく、協力・連携さえすれば、児相の職員が対応困難な業務を警察官が代わって行うことができ、虐待家庭への家庭訪問や子どもの安否確認も警察官の協力を得て行うことができる。警察の保有する情報も入手できるようになる。児相の職員が対応困難な業務をやらされることもなく、職員の精神的負担、組織全体の業務負担も大幅に軽減され、有用な情報も入手でき、人手不足となっている児相の業務の大幅な効率化が図られるのである。埼玉県のように情報システムを整備してリアルタイムでの情報共有を実現するなど、より密接に連携すれば、より業務が効率化され、業務負担がさらに軽減するのである。

ところが、本報告書では、前記の通り、児相職員が対応困難な局面でも警察と連携すべきとの指摘・提言はない。児相と市で対応すべきと指摘するのみである(p73)。これでは、救えるはずの命が救えないのみならず、児相や市の職員に甚だ困難な業務を行わせ、過重な業務を抱え込ませたまま、いくら職員を増員しても人手不足は解消せず、ブラック職場となってしまうのではなかろうか。

(3)さらに、児相が必要と判断した場合に限り警察と情報共有すればいいという見解は、児相職員に100%間違いなく虐待リスクを判断することを前提にするものであるから、児相職員に不可能を強いるものとなっている。虐待リスクの判断を誤り、深刻な事案を軽微な事案と誤って判断することは当然起こり、虐待死等に至らしめる事件が相変わらず続くことになる。すると、児相職員はまたまた社会から批判にさらされ、「研修が足りないことが原因だ」等と指摘され、職員は「もっと研修しろ、研鑽が足りん」等とさらなる研修・研鑽を「専門家」から求められることにもなる。しかし、いくら研修しても、1回や2回の家庭訪問で虐待リスクの正確な判断など神ならぬ人間の身で不可能なのであるから、悪循環が続くだけである。これでは児相は追い詰められ、職員は疲弊するのみである。だからこそ、上記のように、千葉県の子相が「■■■■さん事件の教訓として、今後虐待事件に児相がどのように対応したかは公表しない」というとんでもない行動に走ってしまったのではないだろうか。また、一部しか警察に案件を提供しない児相には、どの案件を警察に提供すればいいかという会議を人員と時間をかけて行っているところもある。こんなことに人員と時間をかけるより、一軒でも多くの虐待家庭を訪問し、子どもの安否を確認してほしい。人手不足と言うのなら、無駄な業務を合理化すべきである。

(4)児相に警察と連携させない対応は、児相職員に負わせる必要のない業務を行わせ、疲弊させ、児相を追い詰め、社会常識から逸脱した行動に走らせるだけである。そうではなくて、警察を含め多くの機関と全ての案件を共有し(児相は不可能な判断を強いられ、無駄な業務に従事させられることから解放される)、児相だけでなく多くの機関が情報を入手し、安否確認・家庭訪問も分担して行うような連携態勢を構築する、威圧的な保護者、緊急の場合などには警察官が対応するなど、業務の分担、合理化を図ることにより児相の業務負担を軽減し、職員を不可能・困難な業務から解放するという方向こそとるべき方向である。

しかも、このような連携態勢を整備して対応すれば、子どもを救うことができなかった虐待死事件が起こっても(残念ながらいくら連携が進んでもゼロにはできない)、児相だけが批判されることはない。国民から批判されるのは、ほとんどの国民が関係機関と連携して対応すべしと考えているにもかかわらず、「専門職種の独善」に陥っていつまでも連携せず案件を抱え込んで、不適切な対応を続けているからである。

本報告書には、警察と連携を進めることにより児相や市町村の職員の負担軽減、業務の合理化に資するという観点の指摘が見受けられず、むしろ、逆の方向に追いやるものとなっているのではないかと懸念する。それでは、千葉県の児相(共に活動せざるを得ない野田市も)の職員は疲弊するのみで、いつまでも■■■■さん事件と同様の虐待死事件を防げないままとなってしまうのではなからうか。埼玉県など他の多くの自治体のように、警察を含めた多くの機関で連携態勢を構築し、児相・市町村の負担の軽減、業務の合理化を図り、多くの機関がお互いの能力を最大限に発揮できるよう連携協力関係を構築して、ベストの態勢で子どもを守ることを目指すべきである。本報告書にそのような観点からの指摘・提言が見受けられないことは残念である。

おわりに

以上、本報告書については、詳細な調査と有益な指摘が多々あることには敬意を表するものであるが、上記1~5に記載のとおり疑問があり、大きな違和感を感じているところである。特に、子どもを救うためであっても有効な社会資源である警察とは連携せず、あくまで「福祉」で対応すべしという前提で、提言がなされているとしか思われないことについては極めて大きな疑問があり、このことは本事件についての千葉県<sup>1</sup>の検証報告書、<sup>2</sup> **■**ちゃん虐待死事件の国の検証報告書、平成30年に出された千葉県<sup>3</sup>の市原市<sup>4</sup> **■**ちゃん虐待死事件の検証報告書等これまでの多くの虐待死事件の検証報告書についても同様である。

悲惨な虐待死事件が起こるたびに、児童福祉の専門家と言われる方々からこのような提言が出され続けることが、いつまでも警察と連携すれば救えたはずの子どもの命が救えない事件が繰り返されている原因ではないかと考える。<sup>5</sup> **■**ちゃん事件後も<sup>6</sup> **■**さん事件が起こり、<sup>7</sup> **■**さん事件後も、(埼玉県知事も指摘されているように)札幌市<sup>8</sup> **■**ちゃん虐待死事件、鹿児島県出水市<sup>9</sup> **■**ちゃん虐待死事件等兇相と警察との連携が不十分で、救えたはずの子どもの命が救えなかった事件が続いている(参考資料2)。

今後、虐待死事件の検証に当たっては、児童福祉以外の幅広い分野から人材を集め、福祉という一つの立場からのみならず、広い視野から、警察を含めた幅広い社会資源を有効に活用し、ベストの取組で子どもを守る態勢の整備を検討・提言していくことの必要性を痛感した次第である。

われわれは、密室化した家庭の中で、大人のように助けを求めることも、逃げることもできない子どもの命を救い、守ることは甚だ困難な業務であり、兇相あるいは市町村だけで、「福祉」部門だけで到底できるものではない、ことを理解すべきである。

できる限りの多くの関係機関が協力・連携して、その能力を最大限発揮して、子どもを守る活動を行うことができるような態勢を整備しなければならず、組織の縦割り、特定の専門職種だけでの対応にこだわることなど許されない。子どもを守ることができる多くの機関、専門職種が、互いの立場・業務内容・体制・能力を理解し、それに敬意を表し、協力して連携態勢を構築し、自分の組織の今までのやり方に固執せず、常により良いやり方を模索しつつ、ベストの態勢を整備していく努力を続けるしかない。自分たちのやり方が正しくて、一方的に他の職種の気に入らないところを問題視し、連携・協力を拒否すべきでない。いやしくも虐待から子どもを守ろうという立場に立つならば、できる限りの社会資源を動員して、ベストの態勢で子どもを守る活動を行うことを目指しこそすれ、警察を排除すべきとの立場は絶対取るべきではないと確信するものである。

関係機関が全件共有し連携しての活動が実施されていれば命を救えた事件

(1)警察が情報提供しなかった事例

○埼玉県狭山市 ■ちゃん虐待死事件

2016年1月、3歳の ■ちゃんが母親とその同居の男から虐待死させられた事件。2015年6月、7月と2回にわたり住民から「子どもの泣き声が30分以上する」「外に出されている」などの110番通報を受け、警察官が家庭に臨場したが、傷はなく、虐待は確認できなかったとして、児童相談所、狭山市のいずれにも通告せず、その後家庭訪問し安否の確認もしなかった。また、狭山市は母親が若年妊娠で、 ■ちゃんと1歳上の姉が乳幼児健診未受診であり、前夫と離婚し別の男と同居を始め、通っていた保育所を退所するなど危険なシグナルがあったにもかかわらず、職員が3回家庭訪問しながら、特段の対応は取らなかった。かなり多くの危険な虐待の兆候がありながら、警察と狭山市は児童相談所に通報することなく、3組織で情報共有し、虐待リスクを正確に認識・把握することを怠っていた。3組織で情報共有し連携し対応していれば ■ちゃんを救えた可能性はかなり高かったと思われる。

(2)児童相談所が情報提供しなかった事例

○福岡市18年間少女監禁事件

2005年10月、福岡市で、少女が18歳になるまで18年間も母親に家に監禁され、小学校も中学校も一日も通うことができなかったが、自力で逃げ出しコンビニに助けを求め警察に保護された事件。少女は手や足を縛られたり、食事も与えられないこともあり、風呂も5カ月に1回しか入らせてもらえなかった。学校の教員は把握しており家庭訪問していたが母親に面会を拒否され、児童相談所に通告していた。児童相談所職員も家庭訪問はしたが、同様に母親から面会拒否され、警察に通報もせず、そのまま放置していた。

○千葉県松戸市 ■ちゃん虐待死事件

2007年1月、千葉県松戸市で2歳児の ■ちゃんが母親と内縁の夫から腹部を殴られ内臓破裂で虐待死させられた事件。柏児童相談所は、前年12月から3回母親らと面談し、2回目には女兒の右目周辺に内出血があったが、内縁の夫は「階段から落ちた」と虐待を否定。死亡する5日前にも母親と会っていたが、そのままに。事件後、所長は「ここまで緊迫しているとは考えなかった」「できる限りの対応を取った」と話している。

○埼玉県三郷市 ■ちゃん虐待死事件

2008年2月、母親から家庭内で食事を与えられず ■ちゃん(2歳)が衰弱死した事件。その前年10月に児童相談所は病院から育児放棄の疑いの連絡を受け4回家庭訪問し、7回電

話をかけたものの子どもの安否を確認することができなかったが、警察に連絡しないままであった。警察にはその後住民から「子どもの泣き声がする」との通報があったが、家庭の所在が判明せず、安否を確認できないまま、■■■ちゃんは衰弱死した。児相と情報共有されていれば、警察は家庭の所在を把握でき、緊急に保護できた。

#### ○大阪市西区■■■ちゃん■■■ちゃんマンション放置餓死事件

2010年7月、大阪市西区のマンションで母親に養育されていた3歳の■■■ちゃんと1歳の■■■ちゃんの姉弟が、母親が友人と遊ぶため鍵を閉めて部屋を出て、1カ月の間帰宅せず餓死させられた事件。マンションの住民から子どもの泣き声がするとの通報を3回受けた児童相談所がマンションを5回訪問するも所在が分からなかったにもかかわらず、「緊急性は低い」として警察に連絡もせずそのまま放置していた。警察に通報がなされていれば、警察は管理会社への照会、近隣住民への聞き込みなどを夜間でも積極的に行うことから、泣いている子どもの部屋が判明し、命を救うことができたと考えられる。

#### ○大阪府市西淀川区■■■ちゃん虐待死事件

2011年8月、小学2年生の■■■ちゃんが自宅で母と義父により暴行を受け虐待死させられた事件。■■■ちゃんは児童養護施設に入所していたが、3月に退所し親と同居していた。遺体はやせ細り、体に多くの傷やあざ、やけどの痕が残っていた。6月に学校から児童相談所に虐待通告がなされ、児童相談所は家庭訪問を一回したのみで、「緊急性は低い」として、学校と区役所に見守りを任せ、警察への連絡はしなかった。

#### ○広島県府中町■■■さん虐待死事件

2012年10月、当時小学5年生の■■■さんが母親からゴルフクラブで殴られ撲殺された事件。■■■さんは虐待で二度も保護され、児童養護施設に入所していたが、2011年3月、児相が保護措置を解除し家に戻したが、児相は母子が暮らす府中町に「終結した」と電話で伝えただけで文書で引き継がず、町の担当者も重大事案でないと放置。児相も町も■■■さんの安全確認、母親への指導支援など一切行わず。警察にも連絡していない。事件後児相の所長は「慎重に観察した結果であろうから、当時の判断に間違いはない」と発言。

#### ○東京都葛飾区■■■ちゃん虐待死事件

2014年1月、東京都葛飾区で、当時1歳の■■■ちゃんが父親に継続的に虐待を受け、殴り殺された事件。児相は■■■ちゃんの家について「見守り中」であったが、警察に情報提供していなかった。住民から「子どもの泣き叫ぶ声がする。虐待ではないか」と110番通報があり、警察官が駆け付けたが、親から「夫婦喧嘩だ」と言われ、■■■ちゃんの体を調べずに、虐待を受けていたことを見抜くことができず帰ってしまった。その5日後に■■■ちゃんは虐待死させられた。遺体には40カ所ものあざがあった。事前から情報提供があれば

警察官は親に騙されることなく虐待を見抜き、**■**ちゃんを緊急に保護できた。東京都の児童相談所は「父親は子煩悩な面もあり、虐待の可能性は考えなかった」と弁明している。

#### ○東京都足立区ウサギ用ケージ監禁 3 歳児虐待死事件

2013 年 3 月頃、東京都足立区の両親により次男の **■**ちゃん（当時 3 歳）がウサギ用ケージに閉じ込められた上、タオルで窒息死させられた事件。本事件では、2014 年 6 月、次女を犬用の首輪をつけ部屋の柱につなぐなどしていたとして、その後一時保護し、父親を傷害罪で起訴。**■**ちゃんが行方不明で殺害された疑いがあったことから、警察が 1 年にわたり遺体を捜索。その後荒川に捨てたと父親が供述し、荒川を捜索するも遺体は発見されなかったが、ウサギ用ケージは発見されたことから、監禁致死事件で両親を 2015 年 5 月起訴。児相が 11 回家庭訪問するも 2 回しか会えず、子どもの安否が確認できなかったにもかかわらず警察に連絡せず放置。その間に **■**ちゃんはウサギ用ケージに入れられ虐待死に至らしめられた。児童相談所から警察への連絡は殺害から 1 年後であった。児相が警察と情報共有し、もっと早期に警察が家庭訪問し、**■**ちゃんの安否確認をすれば、**■**ちゃんは殺されることはなかった。事件後足立児相の **■**は「虐待を疑う情報がなかった」と弁明している。

#### ○千葉県市原市 **■**ちゃん虐待死事件

2014 年 11 月、千葉で 23 歳の父親が、当時 8 カ月の **■**ちゃんを頭部への衝撃による脳の損傷により死亡させた事件。父親は同年 5 月、生後間もない当時 2 カ月の **■**ちゃんの腕が骨折させられたことから、一時保護したが、医師から虐待の可能性が高いとの意見を得ながら、父親が否定したことをもって虐待かどうか分からないということで警察に連絡せず。10 月、児童相談所は一時保護を解除し、条件違反があったがそれも把握できず、その 1 カ月後に父親から虐待死させられた。骨折させられた事案で警察に通報していれば、警察の捜査により父親の犯行と分かり父親を逮捕等することにより虐待の抑止が図られた可能性が高い。また、一時保護の際に警察と連携し、多くの機関と連携し頻繁に家庭訪問していれば、条件違反も把握でき、虐待死を防ぐことができた可能性が高い。

#### ○埼玉県川口市被虐待児祖父母殺害事件

母親に各地を転々と連れ回され、学校も通えず、ラブホテル住まいや公園での野宿なども強いられていた少年が、母親から「祖父母を殺してでも金を借りてこい」と言われ、川口市で祖父母を殺害した事件（懲役 15 年確定）。この家族について何度も児童相談所は把握していたが、少年を一時保護せず、警察官は少年が野宿している際に度々職務質問していた。児相と警察の情報共有がなされていれば、警察が職務質問の際に保護を要する少年と把握することができ、その後児相と連携して少年を適切に保護することができた可能性がある。

#### ○東京都目黒区■■■ちゃん虐待死事件

2018年3月、5歳の■■■ちゃんが父親から虐待死させられた事件。2016年8月、一家は当時香川県に居住していた。「苦しい、やめて」「ごめんなさい」などとの声が聞こえ住民から児相に通報されたが、児童相談所は虐待とは確認できずとして■■■ちゃんを保護せず。同年12月に寒さに震える■■■ちゃんを見つけた住民が警察に通報が入り、警察が保護し、警察から児童相談所に通告され、ようやく児童相談所が一時保護した。その後父親が手を出したことを認め、反省したとして2017年2月一時保護を解除。同年3月に自宅前に1人で見つかり再び保護したが、同年7月に解除。8月には病院からからだにあざがあるとして通報があり、■■■ちゃんは「お父さんがやった」と話したが両親は「知らない」と否定したことから児童相談所は「虐待は確認できない」と保護せず、警察にも連絡しなかつた。警察は2017年2月と5月■■■ちゃんに対する傷害の疑いで書類送検したが、不起訴となった。

2017年末に一家は東京に転居し、香川県から引継ぎを受けた東京都の児童相談所は家庭訪問したが、母親から子どもとの面会を拒否されながら、「両親との信頼関係を優先した」としその後家庭訪問も警察に通報もせず、目黒区が家庭訪問したい申し出も受け入れず、虐待死に至らしめた。

親から面会拒否された時点で東京都の児童相談所が(高知県の児童相談所のように)警察に連絡していれば、警察が直ちに家庭訪問し、■■■ちゃんが衰弱していたのであるから、■■■ちゃんを緊急に保護することができた。また、香川県の児童相談所が病院からあざの連絡があった時点で警察に通報していれば、再再度の傷害事案であるから警察は書類送検し、検察も3度目の送検であるので今回は起訴した可能性が高く、父親への虐待の抑止力となり、■■■ちゃんが虐待死させられることは防止できた可能性は高かったと思われる。

#### ○千葉県野田市■■■さん虐待死事件

2019年1月、千葉県野田市で10歳の■■■さんが両親から虐待死させられた事件。■■■さんは父親からの暴力を学校に訴え、児相に一時保護されたが、児相、学校とも警察に連絡せず。その後児相は市町村、警察等の意見も聞かないまま危険な状況の中一時保護を解除し、その後一度も家庭訪問しなかつた。2019年当初から学校を長期欠席していたが、学校、児相は警察に連絡しないまま虐待死させられた。警察に通報していれば、警察が家庭訪問し、■■■さんは衰弱していたのであるから緊急に保護することができた。また、■■■さんが虐待を訴えたときに児相や学校が、あるいは性虐待を受けていたことが判明したときに児相が警察に通報していれば、父親を逮捕等することで虐待の抑止が図られていた可能性が高かったと思われる。

#### (3)市区町村が情報提供しなかつた事例

##### ○鹿児島県出水市■■■ちゃん虐待死事件

2019年8月27日、鹿児島県出水市で4歳の女兒、■■■ちゃん(■■■)ちゃんが死

亡し(死因は溺死)、母親と同居する男が頭部を殴ったとして暴行罪で逮捕された事件。7月まで住んでいた薩摩川内市で警察が4回も夜中に家を出されるなどしていた■ちゃんを保護し、鹿児島県の児童相談所に一時保護が必要だと2回も申し入れていたが、児童相談所は「親子の愛着が感じられるなど一時保護を必要と判断しなかった」とし、4月3日に家庭訪問して以降一度も家庭訪問していなかった。8月5日には、転居した出水市で病院が■ちゃんに複数の青あざがあると出水市に通告したが、市は児童相談所にも警察にも連絡せず、8月7日に転入を把握した出水警察署が家庭訪問の有無等を市に尋ねた際にも、市は警察にあざがあったことを伝えていなかった。保育所には3ヶ月で15日しか登園していなかった。

#### ○埼玉県伊奈町■ちゃん虐待死事件

2020年3月、2017年9月12月に埼玉県伊奈町の自宅で長女の■ちゃん(当時4歳)を低体温症で死亡させた疑いで、父親と母親が逮捕された事件。■ちゃんは無理やり両足を広げられ、この繰り返しで■ちゃんの腰が曲がったとみられ、■ちゃんが死亡した同年12月21日の数日前くの字に曲がった腰をまっすぐにするために■ちゃんをうつぶせの姿勢にし、背中にダンベルを置いたと説明した、■ちゃんは腰だけでなく足も痛み歩行が困難に、死亡した際体には数十カ所のあざがあり、足の筋肉は断裂していた。2016年7月伊奈町には「子どもが雨の中で立たされている」との近隣住民からの通報を受けて町が最初に母子に接触し、■ちゃんの腕や尻にはあざも確認できたが、母親が「あざは自分で会談にぶつかったときにできた」と説明し、傷やあざについては「軽微なもの」(伊奈町子育て支援課)という判断にとどめた。その後も町側は2017年2月までに3回、母親と接触し、「しつけの中でたたくことがあ」といった言い分に対し、町側は行き過ぎた行為であることを指摘し改善を促し続けたが、警察にも児童相談所にも連絡しなかった、6日の記者会見で、町子育て支援課の課長は「母親は指導に拒否的な態度をとる保護者ではなく、児相や警察の介入を必要とする困難事例と思われなかったので、通告しなかった。日常的に虐待しているとは考えにくかった」と述べた。町の健康福祉統括監は記者会見で「判断が甘かった」と陳謝した。

#### ○千葉県市原市乳児虐待死事件

2020年6月3日、千葉県市原市で、10カ月の次女に食事を与えず放置し1月に死なせたとして母親が保護責任者遺棄容疑で逮捕された事件。母親らが住んでいた市原市は前年の12月以降に2回、保健師らが自宅を訪問したが、次女を目視できていなかった、保護者は次女に1か月健診を受けて以降必要な乳児健診や13回の予防接種を受けていなかった、9ヶ月間も次女とは会えていなかった、「ただ、今後の母親との関係維持も優先したため直接見ることはできず」、「市は安否確認できていない状況も要対協に報告していなかった」とされている。危



険な兆候が明らかでありながら、「親との信頼関係優先」という、■■■■ちゃんをみすみす虐待死に至らしめた東京都の児相の弁解と同じ「親との信頼関係優先」という言い訳で救えるはずであった子どもの命を救えなかった事件。

#### ○東京都大田区■■■■(■■■■)ちゃん虐待死事件

2020年6月、東京都大田区で、3歳の■■■■(■■■■)ちゃんが母親から8日間放置され餓死させられた事件。■■■■(■■■■)ちゃんは前年末に予定されていた3歳児健診未受診で、大田区の担当者が2回母子に接触を試みたが、連絡がつかなかったと大田区は説明している。乳幼児健診未受診自体が虐待の危険な兆候であり、その後「連絡がつかなかった」と言うのであれば、益々危険性は高まっているが、有効な対策はとられないままであった。

#### (4)学校が情報提供しなかった事例

##### ○大阪市西淀川区■■■■ちゃん虐待死事件

2009年4月、小学校4年生であった■■■■ちゃんが母親の同居人の男から暴行を受け続け、衰弱死させられた事件。同年1月に担任が頬のあざを発見し、学校は虐待の可能性があることを認識していたが、「先入観を持たずに指導する」として「見守り」を行うことを決定した。担任が家庭訪問を申し出るも、同居男性から訪問、接触を断られている。3月23日、近隣住民がDVではないかと110番通報し、警察官が家庭訪問するが、母親がただの夫婦げんかと釈明したため、注意のみで引きあげてしまった。その数日後に■■■■ちゃんは殺害された。事前に学校から情報提供がなされていれば、警察官は親から騙されることなく、緊急に■■■■ちゃんを保護することができた。

##### ○川崎市■■■■君殺害事件

2015年2月、川崎市で中学1年の■■■■君が交友のあった非行少年3人に殺害された事件。■■■■君は1ヶ月も不登校で、深夜徘徊し、非行少年グループから暴力を受けていたことが周りに知られ、担任の教諭は■■■■君の母親に30回以上電話等で連絡をしていたが、■■■■君には会えないままでありながら、学校は警察に全く連絡しなかった。警察は殺害の8日前110番通報により、加害少年と■■■■君のトラブルに対応していたが、学校から情報提供がなかったため、通常のトラブルとして処理していた。学校から通報があれば、警察は深刻な事案として、■■■■君の保護、加害少年の補導等により殺害事件を防止できた可能性は高かったと思われる。

令和2年1月15日埼玉県知事記者会見（新たな児童虐待防止の取組）大野知事発言抜粋

今日は埼玉県にとっても子供たちは未来の宝でありますけれども、子供たちに対する児童虐待に関し、虐待の通告が増えています。そのような中、子供たちの命を守るために本県としても新たな児童虐待防止の取組を強めていく必要性を感じています。その取組について、今日はまず御説明をさせていただきたいと思っています。

まず、パネルの方を御覧いただきたいと思いますが、まずは、県における児童虐待通告の現状について御報告をさせていただきたいと思っています。これは平成25年度から30年度にかけてとありますけれども、平成30年度は全体の通告件数で15,534件となって過去最高を記録しています。しかも、この5年間で見ていただくとお分かりになるように、約3倍に増加をしています。この中でも特に顕著なもので申し上げますと警察からの通告、通告元別の件数を申し上げますと警察が約6割、65パーセントを占めていますけれども、これも、平成25年度から、そして平成30年度にかけて5倍となっており、警察からの通告が伸びているということが見てとれるというふうに思っています。

さて、全国でも虐待による痛ましい事件が後を絶ちません。皆さん御存知のとおり、千葉県野田市における事件では、10歳の女の子が学校のアンケートで父親からの暴力を訴えましたが、市の教育委員会が父親にアンケートを渡すなどして発生した事件でありました。威圧的な親への対応として警察との連携が課題となったことを想起させられました。そして、札幌市の事件ですけれども、これは2歳の女の子の泣き声が聞こえるとの通報が児童相談所と警察にありましたけれども、この児童相談所と警察との間で十分な連携が図られなかった中で発生した事件でありました。そして、鹿児島県出水市の事件では4歳の女の子にアザがあるなどの情報が市でとどまっており、児童相談所と警察に十分共有されない中で発生しました。これら3つの事件、極めて痛ましい事件ですが、我々はこちらからいかに対応していくかを学ばなければなりません。特にその中でも、関係機関同士の情報共有、あるいは警察との連携について、これは共通して問題となりました。虐待そのものが重篤化しています。あるいは威圧的な親に対しての対応、これが問題になっています。そういう中では児童相談所が懸命に取り組んだとしても、それだけでは、子供の命を守ることが困難になりつつあります。警察との連携が特に重要であるというのが我々の判断であります。

そのような中で、県と警察が情報共有することで、これまでよりも適切な対応につなげるために、平成30年8月から本県では、虐待情報については全件共有を行うという体制に移行しています。県と警察の間に共有する情報につきましては児童の氏名、住所、あるいは虐待の種別で、更新の頻度は月1回でありました。共有の方法については、児童相談所が通告

のあった虐待事案を入力します。そして、その情報をこども安全課の方で取りまとめを行い、警察本部と共有します。そして、各警察署は必要がある場合には、警察本部に対して電話で情報確認する。こういう仕組みはこれまで行われておりました。児童の適切な対応に繋がった実際の事例といたしましては、一つ目は、10歳と5歳の姉弟を警察官が夜間に保護いたしました。そして、共有情報をその際に確認をしたところ、過去の被虐待歴が判明したため、そのまま自宅には帰宅させずに児童相談所に一時保護したものがありません。あるいは二つ目ですけれども、親に叩かれている子供がいるとの通報があって警察官が出動いたしました。親はあくまでもしつけの一環であると主張いたしました。共有情報を確認したところ、過去の被虐待歴が判明したため、一時保護をいたしました。これらの事例では、単なる110番通報だけではなく、その内容に加えて、児童相談所の情報を活用したことで、子供たちの安全確保が行われたというふうに考えています。その意味でも、我が県のこれらの取り組みは一定の効果を上げてきたというふうに考えています。しかしながら、事態が深刻化する中で、まだまだ課題もあります。課題としては、情報がリアルタイムになっていない。先ほど申し上げた、更新が月1回なのでリアルタイムになっていないこと、そしてもう一つは、警察署は警察本部に電話で確認をする仕組みになっているために警察署側で直接情報を確認できない、こういった問題がまだ課題として挙げられておりました。

そこで今年度は、新しいシステムによる情報共有を全国に先駆けて実施をいたします。1月8日から試行運用、試しでの運用を始めており、順調であれば今月下旬、1月中旬に本格稼働させる予定であります。この新しい児童虐待情報共有システムは児童相談所と警察署を直接つなぐというものであります。直接に、つまり警察署側から情報を確認することができる、そういうものであります。また、共有情報には新たに過去の通告の状況や児童相談所での保護歴など、これまでよりも詳細な情報を入れ込んでいくことといたします。そして、先ほど申し上げた、リアルタイムに情報が更新されていないと申し上げましたけれども、今回は情報がリアルタイムで更新をされることから、結果として、随時、情報を更新することから、警察署は情報を直接閲覧するのみならず、より早く現場から直接情報の確認が可能になるというシステムに変更になります。児童相談所と警察署のきめ細かな連携によって、悲惨な事件を防止して、我々にとっての宝である子供の命を守ることに繋がっていきたい、このように考え作り上げさせていただいたシステムであります。

そしてもう1件、御報告を申し上げます。関係機関との連携でありますけれども、関係機関との連携は児童相談所、県、そして警察署だけではありません。全県での対応として、新たに「埼玉県児童虐待防止対策協議会」を立ち上げることにいたします。この協議会は児童虐待の根絶に向け、関係者が一堂に会する。そして顔と顔を突き合わせ、情報共有や意見交換などを行うために開催するものであります。この構成員ですが、私が会長を務めさせていただき、皆様に招集をかけたと思っています。そしてそこには、県医師会、歯科医師会、弁護士会、市長会、町村会をはじめ、地域で子供や家庭に直接接することが多い民生委員や

児童委員の協議会の方々、あるいは、幼稚園、保育園、学校などの関係機関に加えて、県教育委員会、そしてもちろん、県警本部もメンバーになっていただき、計 12 団体で構成される情報共有や、意見交換のための組織であります。関係機関が児童虐待防止について全県単位でこのように協議する場の設置は埼玉県としては初めての取組となります。来る 2 月 5 日に第 1 回の会議を開催する予定でありますけれども、詳細につきましては改めて情報提供をさせていただきたいと思っています。

今日はこのように二つの取組を御紹介させていただきましたけれども、関係機関が一丸となって全県で今非常に深刻になっていると認識をしている児童虐待防止問題に取り組み、子供の命を守っていく。そういったことに取り組み、そういった成果を上げていきたいというふうに考えています。以上、私の方からの御報告をさせていただきます。

知事会見資料抜粋

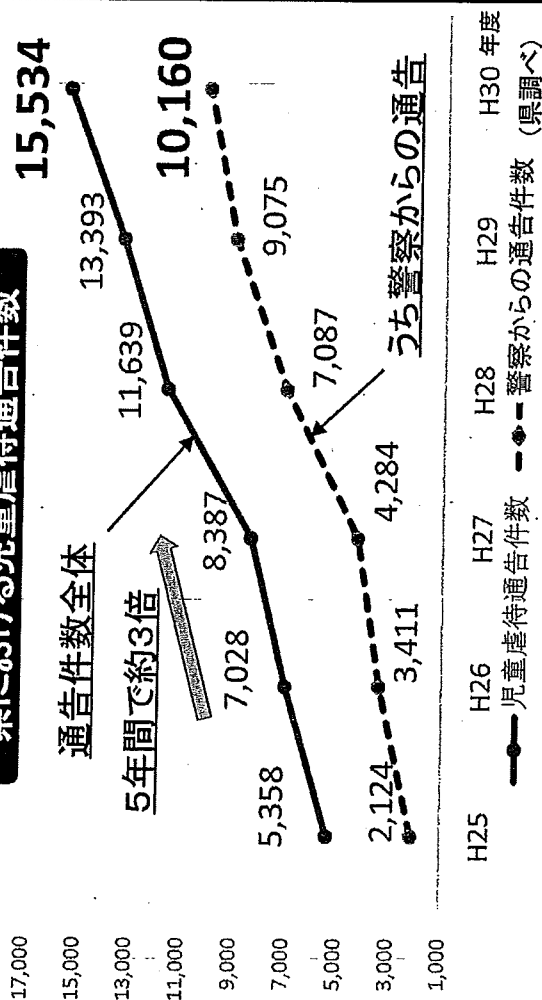
# 子供の命を守る

～県における児童虐待通告の現状～

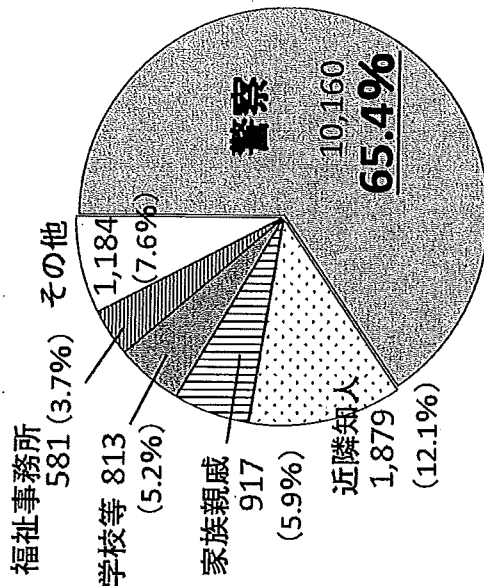


**H30年度の児童虐待通告件数は15,534件で過去最多  
警察からの通告が全体の65.4%を占める**

県における児童虐待通告件数



通告元別件数



# 全国で後を絶たない死亡事件



## 千葉県野田市

H31.1 10歳女児が死亡。女児が学校アンケートで父親からの暴力を訴えたが、その後父親からの強い要求を受け、市教育委員会が抗しきれずアンケートを渡すなどし、事件が発生。

## 札幌市

R1.6 2歳女児が十分な食事を与えられず衰弱死。児童相談所と警察へそれぞれ通報があったが、十分な連携が図られず事件が発生。

## 鹿児島県出水市

R1.8 4歳女児が風呂でおぼれ死亡。交際相手の存在や児童のあざ等の情報を児童相談所と警察が共有していない中で事件が発生。

児童相談所だけの対応では子供の命を守ることは困難  
警察との連携が特に重要

埼玉県知事記者会見

②

# 県と県警との連携 1 ～情報の共有～



## 県と県警が情報を共有することで適切な対応につなげる

↑ H30年8月～

全件共有開始

### 適切な対応につながった事例

<事例 1>

姉弟(10歳、5歳)を警察官が夜間に保護。  
共有情報を確認したところ過去の被虐待歴が判明し、一時保護へ。

- ◆ 課題 ・ 情報がリアルタイムになっていない
- ・ 警察署が直接情報を確認できない

#### 【共有の状況】

- ・ 共有する情報
- ・ 更新の頻度
- ・ 共有方法

児童の氏名、住所、虐待の種類  
月1回

児童相談所が通告のあった虐待事案を入力  
警察署は警察本部に電話確認の上、情報確認

<事例 2>

親に叩かれている子供がいるとの通報により、警察官が出動。  
親がしつくと主張したが、共有情報を確認したところ過去の被虐待歴が判明し、一時保護へ。

埼玉県知事記者会見

③

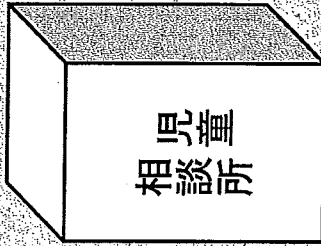
# 県と県警との連携 2 ～新システムによる情報共有～



新システムの概要

全国初

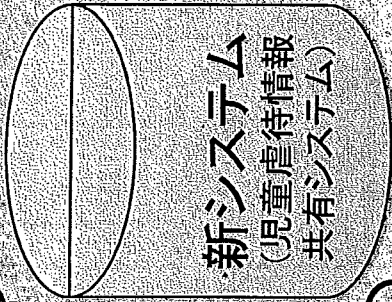
R2年1月中に本格稼働予定



児童  
相談所

随時  
情報の更新

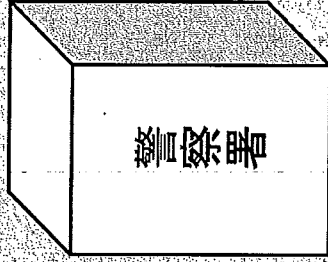
より詳細な情報(過去の通告状況、一時保護歴)をリアルタイムに更新



新システム  
(児童虐待情報共有システム)

情報を直接閲覧可

より早く、現場から直接情報の確認が可能に



警察署

↑ 児童相談所と警察署のきめ細かな連携により、悲惨な事件を防止し、子供の命を守る

埼玉県知事記者会見

④



# 関係機関との連携による全県での対応

～「埼玉県児童虐待防止対策協議会」の設置～



## 1 趣 旨

児童虐待の根絶に向け関係者が一堂に会し、情報の共有や意見交換等を行う。

## 2 構 成 員

会長：知事

医師会、歯科医師会、弁護士会、市長会、町村会、  
民生委員・児童委員協議会、私立幼稚園連合会、保育協議会、  
私立中学高等学校協会、県教育委員会、警察本部 計12団体

## 3 内 容

児童虐待の現状や課題の共有、施策への意見・提言、  
困難事案についての検討など

## 4 第1回協議会

令和2年2月5日（水）

◆ 関係機関が一丸となって、全県で児童虐待防止に取り組む

参考資料3

社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会  
市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ  
(第1回) 参考資料抜粋

平成30年9月12日

---

# 児童相談所と警察の児童虐待事案に関する全件情報共有の取組

○ 児童相談所と警察の情報共有の状況について調査した結果、児童相談所が受理したすべての児童虐待事案について警察と情報共有していると回答した自治体を対象に、個別ヒアリング調査を実施。

|                   | 茨城県   | 愛知県  | 高知県  | 大分県  |
|-------------------|---|--|--|--|
| 開始時期・根拠           | 平成30年1月～<br>・覚書・付属文書に基づき実施  | 平成30年4月～<br>・協定、申合せに基づき実施  | 平成20年4月～<br>・死亡事案の再発防止策として運用で実施（明文規定なし）  | 平成24年4月～<br>・虐待死事件を受けて策定した再発防止策に基づき実施  |
| 情報提供時期・方法         | 重篤な事案<br>・都度個別に情報提供、援助要請等を実施<br>※重篤な事案の基準は、覚書の付属文書に規定し、明確化  | 重篤な事案<br>・都度個別に情報提供、援助要請等を実施<br>※重篤な事案の基準は、警察との申合せにより明確化   | 重篤な事案<br>・都度個別に情報提供、援助要請等を実施<br>※重篤な事案の基準に関する明文規定なし  | 重篤な事案<br>・都度個別に情報提供、援助要請等を実施<br>※重篤な事案への対応については、ガイドラインで明確化   |
| 重篤な事案以外           | 重篤な事案以外<br>・月1回、前月分を取りまとめて県担当課から警察本部担当課へ情報提供<br>・県内ネットワークシステムにより、警察本部担当課へデータを送信<br>・警察では受領した情報を県警システムに取り込み、その一部について警察署で閲覧できるようにしている | 重篤な事案以外<br>・月1回、前月分を取りまとめて県担当課から警察本部担当課へ情報提供<br>・USBメモリにデータを保存し、媒体を直接手交<br>・警察では受領した情報を警察署管轄地域ごとに分割し、各警察署へ提供 | 重篤な事案以外<br>（高知市）<br>・月1回、市の要対協新規ケース連絡会において共有<br>・市・児童相談所の全ての新規受理ケース及び継続対応ケースについて、一覧表（紙媒体）で提供し、警察を含む関係機関で進行管理<br>（全市町村）※高知市含む<br>・月1回、児童相談所からケースを管轄する市町村、警察署、県福祉保健所へ郵送により一覧表を提供 | 重篤な事案以外<br>・月1回、市町村の要対協実務者会議において共有<br>・児相と市町村が受理した全虐待ケースを登録した「共同管理台帳」（紙媒体）により警察を含む関係機関で進行管理<br>・継続ケースについても毎月状況を更新し、共有<br>※全ての市町村の実務者会議に警察も参加 |
| 重篤な事案以外について提供する情報 | 重篤な事案以外について<br>・子どもの氏名、生年月日、市町村名、状況等<br>・各児童相談所が受け付けした全ての虐待案件（警察から通告されたものは除く）<br>・一覧表をエクセルファイル、PDFファイルに取りまとめ                        | 重篤な事案以外について<br>・子どもの氏名、生年月日、市町村名、受付経路、状況、虐待種別等<br>・各児童相談所が受理した全ての児童虐待通告<br>・一覧表をエクセルファイルに取りまとめ               | 重篤な事案以外について<br>・子どもの氏名、生年月日、住所、虐待種別、リスグラウンド（危険度）等<br>・各児童相談所が受理した全ての児童虐待事案（高知市の「新規ケース連絡会」は、中央児童相談所と高知市が受理した全ての児童虐待事案）<br>・一覧表を紙媒体に出力   | 重篤な事案以外について<br>・子どもの氏名、生年月日、世帯の状況、支援状況（方針・格付、関係機関の役割分担等）<br>・各児童相談所、各市町村が受理した全ての児童虐待事案<br>・一覧表を紙媒体に出力  |

# 児童相談所と警察の児童虐待事案に関する全件情報共有の取組（続き）

|                   | 茨城県   | 愛知県   | 高知県   | 大分県  |
|-------------------|---|---|---|--|
| メリットと感していること      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・従来懸念されてきたケースワークへの支障や通告・相談数の減少傾向は見られない</li> <li>・児童相談所ごとの情報提供基準の均一化</li> <li>・提供用の一覧簿を児童相談所の児童虐待事案受付簿を兼ねるよう様式を統一したこと、業務負担の増加を低減</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の目で確認することにより、早期対応・重篤化防止が図られる</li> <li>・個別状況についての早期の警察への情報提供の意識付けにつながる</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・要対協の会議の場での情報共有により、支援の進捗状況や評価の見直しについても関係機関と協議して行うことができる</li> <li>・取組開始から約10年経過するが、児童相談所が警察に全件情報提供することで通告をためらうといったクレームや意見は特にない</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・要対協の場での情報共有により、関係機関相互の役割分担・具体的支援の明確化ができ、支援の漏れ防止、適切な進捗管理が図れる</li> <li>・児相が要対協を支援し、市町村における事案の抱え込み防止、関係機関を含めた複数の目による確認を図る</li> </ul>                        |
| デメリット・課題と感していること  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談対応件数が多い自治体で同様の取組では負担が大きいのでは。</li> <li>(H28年度中の児童相談所虐待相談対応件数：2,038件)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・協定締結後、2か月であることもあり、特に問題はない。</li> <li>なお、事務的には、現状、警察へ提供データの抽出作業を職員が行っており、作業が煩雑である。</li> <li>(H28年度中の児童相談所虐待相談対応件数：4,297件)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待通告件数が多い自治体で同様の取組では負担が大きいのでは。</li> <li>・共有対象のデータは手作業で更新している。</li> <li>(H28年度中の児童相談所虐待相談対応件数：291件)</li> </ul>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・要対協調整機関における毎月更新作業が負担</li> <li>(H28年度中の児童相談所虐待相談対応件数：1,230件)</li> </ul>   |
| 警察との連携の強化のための取組状況 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県、県教育委員会、警察本部の三者による覚書締結</li> <li>・警察と協議により、児童虐待について個別に提供する情報の明確化、全件情報共有を内容とする取扱要領の策定</li> <li>・覚書等策定に当たつての警察本部との継続協議</li> <li>⇒個別事案への対応に関する警察との協議・申入れ、警察と合同研修の充実等の機会増加などにつながった</li> <li>・現職警察官・警察官OBの児相への配置等人事交流</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所と警察の情報共有・情報の適正管理について協定を締結して明文化</li> <li>・全件情報共有と深刻な児童虐待事案の速やかな情報提供等について申合せ</li> <li>・協定締結に当たつての児童相談所側、警察側それぞれの研修・周知の実施</li> <li>⇒個別事案についての早期の情報提供、安全確認のための同行訪問の実施等の連携強化につながった。</li> <li>・検察・警察・児相三機関連携協議会の開催</li> <li>・警察と児相の合同訓練の実施</li> <li>・警察官OBの児相への配置</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・要対協の枠組みを活用し、関係機関がケースの進捗管理を行う取組が浸透していることから、警察署と児童虐待対応に関する連携が図られている。</li> <li>・児童相談所と警察の合同研修の実施等により、連携を強化している</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の要対協美務者会議を毎月1回行い、警察も含めた関係機関間の情報交換が円滑に進められ、複数の機関の視点を踏まえた援助方針の決定が行えている</li> <li>・児童相談所と警察本部担当課との連絡会、連携強化研修等の開催</li> <li>・現職警察官（再任用）の配置（中央児相）</li> </ul> |

## 児童虐待死事件再発防止に係る要望書

野田市では、本年1月24日に発生した女児（                    さん）児童虐待死事件の再発防止に向け、市をあげて全力で取り組んでおります。

具体的には、2月28日に設置した野田市児童虐待事件再発防止合同委員会での審議を中心に、「二度とこのような悲惨な事件を起こさないため、ただちに実施できる再発防止策は、ただちに実施する」との基本方針のもと、すでに児童虐待防止システム、スクールロイヤー制度の導入を決定し、野田市要保護児童対策地域協議会における中心的役割を担う実務者会議の抜本的見直しに着手するなど、様々な再発防止策を実施しているところでございます。

組織面においても、事件発生後、随時、体制強化を図っておりますが、6月3日開催の同合同委員会では、児童虐待事務を所掌している児童相談係を課に格上げし、(仮称)子ども家庭総合支援課の設置を決定し、現在、10月1日設置に向け、準備を進めております。同課は、野田市要保護児童対策地域協議会調整機関であるとともに、野田市子ども家庭総合支援拠点として整備し、DV防止対策も所掌する予定であります。

さらに、今回の事件の最大の要因は、関係機関の連携不足、特に野田市（学校含む）と児童相談所との連携不足にあることは、同合同委員会でもすでに検証され、野田市と柏児童相談所との関係に特化した野田市児童虐待防止マニュアルを策定し、同マニュアルに基づき、情報の共有と連携の強化を図ることが決定しておりますが、限られた財源の中で、市の人員体制等を充実させていくことには、一定の限界があると言わざるを得ないのが現実でございます。

ところで、国においても、児童福祉法等の一部改正により、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等が決定され、その対応に期待しておりますが、再発防止の最前線に立つ職員が最も期待しているのが、「一時保護その他の措置に係る手続の在り方について、施行後1年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする」との検討規定がおかれていることでございます。

児童相談所と市の体制が強化されても、手続的に連携が保障されなければ、実効性の面で問題が残ると考えております。具体的に申しますと、一時保護等緊急の場合には、児童相談所と事案の現場との距離など、児童相談所が、直接、現場に赴くことが困難な事案が多いのが、現状であります。今回の法改正では、児童

相談所の設置促進も規定されたところですが、これには、一定の期間を要すると  
思料しております。しかし、再発防止策の実施は、ただちに実施すべき喫緊の課  
題ですので、緊急を要し、かつ児童相談所が即対応できない場合には、要保護児  
童対策地域協議会調整機関又は子ども家庭総合支援拠点に、一時保護を決定す  
るまでの間、仮保護する権限を与えることが重要であると認識しております。  
つきましては、下記要望項目について、格別のお取り計らいを願いたく要望い  
たします。

- 1 児童福祉法第33条第1項の例外として、一時保護を決定するまでの間、仮  
保護する権限を、要保護児童対策地域協議会調整機関又は子ども家庭総合支  
援拠点が行使できるよう必要な措置をとること
- 2 上記機関が、確実に上記権限を行使できるよう、国において必要な財政上の  
措置をとること

令和元年6月27日

野田市長 鈴木 有

内閣総理大臣           宛て  
財 務 大 臣  
法 務 大 臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣